

船荷証券に関する規定等の見直し
に関する中間試案（概要）

背景

船荷証券＝海上物品運送契約による運送品の受取又は船積みを証し、その引渡請求権を表章する有価証券
※ 国際海上物品運送において利用されている。

- 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)による電子的移転可能記録モデル法(MLETR)の制定(平成29年)
- 各国においてMLETRを参考に国内法を整備する動き
- MLETRに整合した国内法整備に係るG7デジタル担当大臣共同声明(令和3年4月、令和4年5月)
- 規制改革実施計画(令和3年6月)

船荷証券の電子化について、国連のモデル法であるMLETRを参考にして国際的な調和がとれる内容の国内法を整備

これまでの経過

- 令和4年2月 法務大臣による諮問(諮問第121号)
- 令和4年4月～ 法制審議会商法(船荷証券等関係)部会において調査審議を実施
- 令和5年3月31日～同年5月12日 パブリック・コメント

中間試案の概要

《主要な論点》

①電子化された船荷証券の名称

- ✓ 電子化された船荷証券の名称を「電子船荷証券記録」とする

⑤譲渡の方式

- ✓ 電子船荷証券記録の譲渡の方法を整理
- ✓ 「電子裏書」概念の創設

②発行場面の規律の内容等

- ✓ 電子船荷証券記録の発行義務は認めない方向で検討
- ✓ 占有に代わる概念の創設(「支配」等)

⑥効力等に関する規律

- ✓ 紙の船荷証券に適用される民法及び商法の各規定のうち電子船荷証券記録にも適用されるものを整理

③技術的要件の内容等

- ✓ MLETRを参考に、電子船荷証券記録に一定の技術的要件を設ける
- ✓ 国の認証を受けた機関による関与は規律しない方向で検討

⑦強制執行に関する規律

- ✓ 強制執行に関する規律の内容の検討

④船荷証券と電子船荷証券記録の転換

- ✓ 電子船荷証券記録から船荷証券への転換請求権を認めるか否か

⑧倉荷証券等の電子化

- ✓ 商法上の倉荷証券等についても、船荷証券と同様の内容でその電子化を検討